

登録の移転の手続き（転出）

高知県から他の都道府県へ登録の移転を希望される方

高知県から他の都道府県へ登録の移転を希望される方は、**移転先の都道府県に必要な書類を確認**のうえ、申請書を高知県子ども・福祉政策部長寿社会課介護保険担当あてに提出してください。（本県を經由して、移転先の都道府県に提出します。）

なお、高知県発行の介護支援専門員証は、返納していただくこととなりますので、併せて提出してください。

※登録事項に変更がある場合は次の届出が必要です。

<届出（申請）に必要な書類>

- (1) 介護支援専門員登録事項変更届出書（登録移転）（第6号様式）
- (2) 現在交付を受けている介護支援専門員証の原本
 - ・介護支援専門員証の交付を受けていない場合は、介護支援専門員の登録をした都道府県の登録通知書（又は登録証明書）の写し
- (3) 高知県の区域内に住所を有しない者の場合
 - ・氏名変更の場合は、届け出前6カ月以内に作成された戸籍抄本（原本）
 - ・住所変更の場合には、届け出前6カ月以内に作成された住民票（原本）（「個人番号（マイナンバー）」の記載のない、申請者の情報のみの住民票等をご用意ください。）
- (4) 434円分の切手を貼った返信用封筒
 - ・返信先の住所及び氏名を明記した封筒（長形3号 縦23.5cm×横12cm）を添えてください。

<書類の提出先>

高知県子ども・福祉政策部 長寿社会課 介護保険担当

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号

TEL：088-823-9681

FAX：088-823-9259